

用語の解説

「特別支援教育」

障害のある幼児・児童・生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒等一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行うもの

（中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」平成17年12月より）

「LD（学習障害）」

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの

その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

（学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査協力者会議

「学習障害児に対する指導について（報告）」平成11年7月より）

「ADHD（注意欠陥／多動性障害）」

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／または衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があるとされている。

（特別支援教育のあり方に関する調査研究協力者会議「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」

平成15年3月より）

「高機能自閉症」

3歳くらいまでに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの

また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

（特別支援教育のあり方に関する調査研究協力者会議「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」

平成15年3月より）

「特別支援教育コーディネーター」

校内、または、福祉・医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは、保護者に対する学校の窓口の役割を担う者として学校に置くことにより、教育的支援を行う人

（特別支援教育のあり方に関する調査研究協力者会議「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」

平成15年3月より）

「個別の教育支援計画」

障害のある児童・生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として策定するもので、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組を含め関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠であり、教育的支援を行うに当たり同計画を活用することが意図されている。

なお、「個別の指導計画」は、「個別の教育支援計画」を具体化し、授業を展開する際に必要なものである。

（中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中間報告）」平成16年より）

「副籍」

都立盲・ろう・養護学校に在籍する児童・生徒やその保護者と地域との継続的な関係を維持するため、居住地域の小・中学校に副次的に席を置くこと

（東京都心身障害教育改善検討委員会「これからの東京の特別支援教育の在り方について（最終報告）」

平成15年12月より）